平成13年(ワ)第21182号 著作権侵害差止等請求事件 口頭弁論終結日 平成14年10月2日

> 告 株式会社フロントウイング 訴訟代理人弁護士 邦 俊 畄 克 典 小 同 彦 畑 明 同 小 同 近 藤 夏 沼 吉 晃 同 本 被 т 被 有限会社ガンホー (以下「被告ガンホー」という。) 株式会社サカモト 被 告 (以下「被告サカモト」という。) 寒河江 孝 允 上記3名訴訟代理人弁護士 武 藤 元

文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1

- 被告らは、別紙目録記載のゲームソフト(以下「被告製品」という。)を製 作、頒布してはならない。
- 被告らは,原告に対し,連帯して金5324万円,及びこれに対する平成1 3年10月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 事案の概要
 - 概要

原告は被告らに対し、選択的に、以下の請求をした。

著作権侵害

被告製品を製作、販売する被告らの行為は、原告が著作権を有する別紙著作権目録記載の「基本シナリオ」(以下「本件基本シナリオ」という。)を翻案す る行為であり,原告の著作権を侵害すると主張して,被告製品の製作,頒布の差止 めと損害賠償の支払を求めた。

債務不履行等

被告製品を製作する被告T及び被告ガンホーの行為は,原告に対する業務 委託契約違反を構成すると主張し、また、被告製品を販売する被告サカモトの行為は、原告に対する不法行為を構成すると主張して、損害賠償の支払を求めた。 2 前提となる事実(争いのない事実及び弁論の全趣旨より認められる事実。な

お、証拠により認定した事実については末尾に摘示した。)

当事者 (1)

原告は、ゲームソフトの企画、製作などを目的とする株式会社である。

被告

(ア) 被告 T は、もとフリーのソフト製作ディレクターであった。被告 T は、平成12年5月17日から同13年8月20日ころまでの間は、原告と業務委 託契約を締結していたが(契約の内容及び契約が効力を有していた期間については 争いがある。)、平成12年12月ころ被告ガンホーに雇用された。

被告ガンホーは、コンピュータゲームのソフトウェアとハードウェ (イ) アの企画、製作及び販売等を目的とする有限会社である。

(ウ) 被告サカモトは、出版物の保管、管理などを目的とする株式会社で あり、本件製品を販売した。

被告製品の内容

被告製品は,本件基本シナリオに依拠して作成された完成シナリオに基づ 登場するキャラクターや場面の映像、会話、音楽等を一体として、全寮制の男 子校に女子生徒が転校してきたことから引き起こされる高校生の男女の友情や恋愛 をめぐるシミュレーション・ゲームである。

(3) 基本シナリオの作成

原告、被告ガンホー、被告Tらは、平成12年10月ころ、高校生等を

主人公にした友情、恋愛シミュレーションゲームの製作、販売等について企画した(その企画の主体、発案者や基本シナリオの作成過程は争いがある。)。

同作品は、その後、製作の過程で題名を「グリーン・グリーン」とすることとされた(以下「グリーン・グリーン」という場合がある。なお、企画の初期

のものについても、同じ名称を使用する。)。 イ 平成13年2月末日ころまでに、別紙著作権目録記載のとおりの本件基 本シナリオが作成された。本件基本シナリオは、「グリーン・グリーン」の作品の特徴、ストーリー展開、主要登場人物の設定、サブキャラクターの設定などが、各項目に分けて、文章で概括的に記載されている。

(4) 被告らによる被告製品の製作,販売

ア 被告ガンホーは、販売会社から、あらかじめ開発資金を受け取って、ゲームソフトの開発を行う方法を採っている。製作に関与した被告ガンホーは、原告 との間で、「グリーン・グリーン」の開発費用の支払方法やロイヤリティの配分等

について、交渉を重ねたが、結局、正式の契約締結に至らなかった。 被告ガンホーは、平成13年3月15日、被告サカモトとの間で、「グリーン・グリーン」について、被告サカモトに対して著作権を譲渡し、販売させる

ことを内容とする商品開発契約を締結した(乙4)。 イ 被告T及び被告ガンホーの関係者は、「グリーン・グリーン」の本件基 本シナリオに基づき、これを発展させて、平成13年6月28日、「グリーン・グ

争点及び当事者の主張

本件基本シナリオは著作物といえるか。

(原告の主張)

映画やTVドラマなどの映像作品における基本のシナリオについては、 「作品の主題」,「筋の運び」,「ストーリーの展開」,「背景・環境の設定」, 「登場人物の個性」,「作品構成上の内的な要素」などが具体化している場合に は、思想又は感情の創作的な表現に当たるということができる。本件基本シナリオ は、これらの要素をすべて備えているので、著作物といえる。

(被告らの反論)

本件基本シナリオは著作物性がない。

本件基本シナリオは、平成13年2月下旬に被告ガンホーから原告に中間 報告として示された構想をまとめたものにすぎないのであって、思想又は感情の創 作的な表現とはいえない。

(2) 原告は本件基本シナリオを著作したといえるか。

(原告の主張)

ア 本件基本シナリオは,原告の発意に基づき,総合プロデューサーである 原告代表者Aのほか、原告役員及び社員が共同して職務上作成したものであり、ま た、原告名で公表することが予定された著作物であるから、職務著作に該当し、 作権法(以下「法」という。) 15条1項により、原告が著作したものである。 被告 Tが、ディレクター(主として営業・外注管理を担当する補助プロ

デューサー)として本件基本シナリオの作成に何らか関与したことがあるとして も、被告 T は、業務委託契約に基づく原告の契約社員であるから、原告が本件基本 シナリオを著作したと評価することの妨げになるわけではない。

仮に、原告と被告するの業務委託契約が、雇用契約ではなく、被告すの 行為が職務著作行為ではないとしても、同契約には、被告Tの創作活動によって生 じた著作権は原告が取得するという合意が含まれている。したがって、原告は、同 契約によって、本件基本シナリオについて著作権を取得した。

(被告らの反論)

本件基本シナリオの創作経緯

本件基本シナリオを創作したのは、以下のとおり、被告ガンホーであっ て、原告ではない。

本件基本シナリオは、被告ガンホーが組織した者によって創作された。 「グリーン・グリーン」の統括プロデューサーとして、企画の全体を統 被告Tは. 括する地位にあった。そして、ガンホー取締役のRがディレクター(監督)とし て、フリーのS及びPがシナリオライターとして、被告ガンホーの社員であったM

がイラストレーターとして、本件基本シナリオの創作過程に関与した。被告ガンホーは、これらのスタッフのすべてを組織し、制作費、人件費等のすべてを負担して いる。

被告Tの地位

被告Tは,被告ガンホーに,平成12年10月1日に試験入社し,同年 12月1に正式入社した。

被告 T は、同 1 3 年 1 月 2 9 日には、使用者である被告ガンホーの了承の下で、原告と「グリーン・グリーン」のプロデュースを目的とした業務委託契約 を結んだ。これは、「グリーン・グリーン」の販売に関して、原告の広告能力等を活用して、販売促進に結びつける目的で、被告T自らが原告の会社内で、販売準備 活動を統率するために締結したものである。

被告Tは,上記業務委託契約締結後も,勤務時間の8割に当たる時間 被告ガンホーで職務を行い、被告製品の創作等を行っていた。 ウ 被告製品に関する原告の位置付け

そもそも、被告製品は、ソフトウェア製作会社である被告ガンホーが、 従業員ら(当時被告ガンホーの正社員であった被告Tも含む。)により発案、企 画、製作がされたものである。被告ガンホーは、開発費の負担を受け、完成したゲ ームソフトの販売元とする予定で、原告に、契約の締結等の計画を持ち込んだにす ぎない。

ところで、被告ガンホーは、原告を、被告ガンホーが完成させた「グリ ーン・グリーン」の販売会社と位置付けて、原告との間で、ゲームソフト開発委託 契約を締結しようと折衝したが、開発委託金額や支払条件について合意できず、ゲームソフト開発委託契約を締結するに至らなかった。

被告らの行為は債務不履行行為ないし不法行為を構成するか。

(原告の主張)

被告Tの債務不履行

(ア) 原告は、平成12年10月、Aを総合プロデューサーとしてゲーム ソフト「グリーン・グリーン」の製作を企画した。

原告は、原告が発売した前作である「カナリア」の営業・外注管理担当の契約社員であった被告Tに対し、補助プロデューサー業務を委託することとし、「カナリア」に関する契約を更新して、同13年1月29日、被告Tとの間 契約期間を同年1月1日から12月31日とする「業務委託契約」(以下「本 件業務委託契約」といい、対象業務を「本件業務」という。)を締結した。

(イ) 被告Tは、原告の契約社員であるから、①契約により当然に た、②「本件業務委託契約」の各条項により、専念義務ないし忠実義務を負う。

a 原告の指示に基づき本件業務を誠実に遂行し、原告の承諾なく本件業務を第三者に委託し、または第三者と共同で遂行しないこと(第1条3項) b 本件業務の成果を原告に納品すること(第2条)

本件業務に関し、著作権その他の権利を主張しないこと(第3条)

本件業務の履行に関して知り得た業務上及び技術上の情報(グリー ン・グリーンのタイトル、キャラクターの名称等を含む)を原告の承諾なしに第三 者に開示しないこと(第10条)

原告の書面による承諾がない限り、本件業務委託契約に基づく一切 の地位を他に譲渡しないこと(第11条) (ウ) 被告Tは,以下のとおり,上記契約上の義務に違反する行為をし

た。

被告Tは、平成12年12月1日、原告に秘匿して、被告ガンホー の社員となった。同行為は、原告の指示に基づき本件業務を誠実に遂行すべき義務 に違反する行為(1条3項違反)である。

b 被告 T は、遅くとも平成 1 3年 2 月中旬以降、原告のために本件業務委託契約上の業務を遂行せず、原告と敵対関係にある被告ガンホー及び被告サカモトのために本件業務委託契約と同内容の業務を遂行した。同行為は、原告の指示に基づき本件業務を誠実に遂行すべき義務に違反する行為(1条3項違反)であ る。

被告Tは、本件業務の成果を原告に納品する債務を履行不能とした (2条違反)。

被告Tは、被告ガンホー及び被告サカモトのために本件業務委託契 約上の業務と同一内容の業務を遂行する過程で、本件業務の履行に関して知り得た 業務上及び技術上の情報を、原告の承諾なしに被告ガンホー及び被告サカモトに開示した(10条違反)。

イ 被告ガンホーの債務不履行

(ア) 原告と被告ガジホーとは、遅くとも平成13年1月初旬以降、口頭の業務委託(請負)契約を締結した。同契約の内容は、原告が被告ガンホーに対して、「グリーン・グリーン」の製作を発注ないし委託し、被告ガンホーは原告に対し、業務を誠実に遂行し、成果物を原告に納品すべき義務を負うものであった(乙6)。

(イ) 上記契約は、原告と被告ガンホーとの間で、平成13年1月5日に締結された「覚書」(以下「本件覚書」という。)により書面化され、確認されている。本件覚書は、既に成立した「グリーン・グリーン」の製作業務に関する請負契約に関して、注文者である原告の任意解除権(民法641条)の行使を制限する目的で締結されたものである。すなわち、本件覚書は、原告と被告ガンホーの間に「グリーン・グリーン」の製作業務に関する請負契約が存在することを確認し、既に、合意されている契約条件に即した正式契約の書面を「速やかに」作成することを双方に義務付けたものである。

本件覚書には、被告ガンホーから原告に対する覚書解除事由が列挙され、その中に「甲(被告ガンホー)が『企画書』『予算概要書』を乙(原告)に提出してから1ヶ月以内に乙から正式な回答が得られなかったとき。」(3条1号)は、直ちに「業務委託(請負)契約」を解除することができる趣旨が規定されている。したがって、原告にその他の債務不履行事由があれば、被告ガンホーは、催告した上で、「業務委託(請負)契約」を解除できることになる。しかし、解除事由は存在しない。

したがって、被告ガンホーは、遅くとも平成13年2月14日の時点において、原告との間で、正式契約としての「ソフトウェア開発委託契約」(乙6)どおりの契約を締結し、契約書を作成する義務を負い、また、「業務委託(請負)契約」に基づき原告に成果物を納品すべき義務を負った。

(ウ) しかるに、被告ガンホーは、平成13年3月15日付で被告サカモトとの間に本契約と同一内容の「商品開発契約」(乙4)を締結したのであるから、被告ガンホーの行為は、原告との業務委託(請負)契約上の完成・引渡義務に違反する。

ウ 被告サカモトの不法行為

被告サカモトは、当初、原告と被告T及び被告ガンホーとの各契約関係を十分に知っていた。

それにもかかわらず、被告サカモトは、被告Tを通じて、「グリーン・グリーン」の販売を担当したいと原告に働きかけ、平成13年3月15日、被告ガンホーとの間において、「グリーン・グリーン」の開発業務を依頼するとの趣旨の「商品開発契約」(乙4)を締結した。被告サカモトの上記行為は、原告の被告T及び被告ガンホーに対する各契約上の債権を侵害する不法行為である。

(被告らの反論)

ア 被告Tの債務不履行について

(ア) 本件業務委託契約の内容

被告下が、原告との間で本件業務委託契約を締結して、原告内で、プロデュース及び広報営業活動等をしたのは、被告ガンホーが企画した「グリーン・グリーン」を商品化するためであった。すなわち、原告には、「グリーン・グリーン」の広報活動を行うことのできる人材がなかったため、被告T自らが原告に入って、自ら業務を行う必要があると考えたためである。

原告は、本件業務委託契約は、前作である「カナリヤ」に関する業務委託契約を平成12年10月1日ころに更新し、これを平成13年1月29日に書面化したものである旨主張する。しかし、本件業務委託契約と「カナリア」に関する業務委託契約とは、対象商品が異なること、委託の目的である業務の内容が異なること(前者は、ディレクション・サポートであるのに対して、後者はプロデュース・広報営業活動等)から、更新とはいえない。

(イ) 被告Tの義務違反行為の有無

原告と被告Tとの間の本件業務委託契約は、被告ガンホーの企画開発する「グリーン・グリーン」に関する業務委託契約であるから、被告ガンホーが原告との間の契約締結を断念し、被告サカモトとの商品開発契約を締結したことにより、被告Tの責めに帰すべからざる事由によって履行不能になり、また、その目的

も消滅した。よって、被告Tの契約上の義務は消滅した。 したがって、被告Tの義務違反行為は存在しない。

なお、被告Tが、被告ガンホーに対して、業務内容を開示することが できることは、被告Tがそもそも被告ガンホーの従業員であること、「グリーン・ グリーン」の企画開発が被告ガンホーにおいてされること等から当然に許される。

被告ガンホーの債務不履行について

(ア) 本件覚書は、原告と被告ガンホーとの間の開発契約が立ち消えになることを阻止するため、また、開発中のゲームの著作権が被告ガンホーに帰属する ことを確認するため、締結されたものであって、両者間の契約締結義務を定めたものではない。本件覚書の第2条中には、「甲と乙は、(中略)正式契約を締結す る。」旨の記載が存するが,訓辞的な意味を有するにすぎない。

(イ) 平成13年3月10日ころ、被告ガンホーの代表者であるNは、原 告の交渉担当者であるBに対して、本件覚書について、解約の告知をした。本件覚 書の効力は,これにより消滅した。

したがって、平成13年3月15日、被告ガンホーが被告サカモトと の間で「商品開発契約」を締結したことは、業務委託契約に違反するものではな

い。 被告サカモトの不法行為について

被告T及び被告ガンホーは、上記ア、イ記載のとおり、遅くとも平成1 3年3月15日以降は、原告に対して何らの義務も負っていないから、被告サカモ トの行為は、原告の債権を侵害するものではない。

(4) 損害額

(原告の主張)

ア 著作権侵害による損害

(ア) 被告サカモトは、平成13年10月5日、被告製品を発売し、2万 本を販売するものとみられるが、これによる被告サカモトの利益は以下のとおりで ある。

発売本数 2万本 а

1本の卸価格 4840円 b

粗利益率 55% С

利益額 (a×b×c) 5324万円

被告サカモトの利益額は、原告の損害額と推定される(法114条1

項)。 被告T及び被告ガンホーは、共同不法行為者として、被告サカモト と連帯して上記被告サカモトの利益額と同額について、損害賠償の責めを負う。

債務不履行行為及び不法行為による損害

原告は、被告T、被告ガンホーの債務不履行行為及び被告サカモトの不 法行為によって、上記アの被告サカモトの利益額と同額の得べかりし利益を喪失し た。

よって、被告らは、連帯して、上記アと同額について、損害賠償の責め を負う。

(被告らの反論)

被告サカモトが被告製品を発売した時期,販売本数,卸価格については その余は否認ないし争う。 認め, 争点に対する判断 第3

争点1(本件基本シナリオは著作物といえるか)について

本件基本シナリオは別紙著作権目録記載のとおりである。本件基本シナリオ には、①「グリーン・グリーン」のシミュレーションゲームとしての作品の特徴、 ②男女間の恋愛や友情をテーマにしたストーリー展開、③主要登場人物の性格や身 体的な特徴等の設定、④その他の登場人物の設定、などが文章により記述されている。上記記述によれば、本件基本シナリオは、作者の個性が発揮されたものであって、思想又は感情を創作的に表現したものといえるから著作物性を有する。

争点2(原告が本件基本シナリオを著作したか)について

<u> 本件基本シナリオは、原告の発意に基づいて、原告の業務に従事する者によ</u> り職務上作成された著作物であるか否かについて検討する。

事実認定

証拠(甲1. 2, 6, 8, 9, 19, 乙2, 5ないし7, 10ないし2 1, 枝番号の記載は省略する。以下同様である。) によれば、以下のとおりの事実 が認められ、この認定を覆すに足る証拠はない。

本件基本シナリオの製作過程

(ア) 被告ガンホーは、ゲームソフトの企画、開発等を業として行う会社 である。被告Tは、平成12年10月1日、被告ガンホーに雇用(試用、12月か ら本採用)された。被告Tは、被告ガンホーの企画会議で、自己の高校生活を題材 にしたシミュレーションゲームソフトを制作、販売することを提案し、賛同を得た ため、同年11月ころ、「グリーン・グリーン」の基本的な構想をまとめ、被告ガ ンホーの取締役であるRの了解を得て、企画を実施することになった。 被告ガンホーは、平成12年11月ころから、製作スタッフを配し、

「グリーン・グリーン」の脚本の製作を開始した。

被告ガンホーの組織した製作スタッフ及びその役割分担は、おおむ ね以下のとおりである。すなわち、①被告Tが、プロデューサー業務、コンセプト の決定、広報方法立案、広報活動、外注制作者の召集と仕事発注等を担当し、②N (被告ガンホーの代表者) が、販売会社から開発資金を調達するための交渉を担当 し、③R(取締役)が、ソフトディレクター等として、開発計画の立案を担当し、 ④M(被告ガンホー社員)が、登場キャラクターの絵柄の作成を担当し、⑤P及び S(いずれもフリーのシナリオライター)が、あらすじから台本までの作成を担当

することとした。 (ウ) 被告ガンホーは、平成13年1月31日、シナリオライターである が、「ゲリーン」の製作等に関して業務委託契約を 前記P、Sと、それぞれ「グリーン・グリーン」の製作等に関して業務委託契約を締結した。すなわち、「グリーン・グリーン」の登場キャラクター3人分のシナリ オ作成と演出、それに関わる設定の作成、宣伝広告用の素材作成をPらが行なうこと、これに対する対価の支払を条件として、その成果物に関する著作権を被告ガンホーに譲渡すること、被告ガンホーは、対価として、平成13年1月末日から同年5月末日まで、月々20万円を支払うことなどが定められた。

の日本日まで、月々20万円を支払うことなどが足められた。 (エ) シナリオ作成の過程は、以下のとおりである。①Rが、基本構想である被告Tの高校生活を基にして、ゲームとして成立するようなアイデアを提供するとともにストーリーとしての整合性を図るなどし、②被告Tが、使用される音楽の傾向と設定、具体的な広告展開のプランや、販売促進に関する必要素材の選定、外注先の選定と交渉を行い、③Mが、登場するキャラクターの詳細なデザイン設定を行い、④P及びSが、被告Tの体験談に脚色を加えて、ストーリーの起伏(起承転結)の設定や、世界観の設定を行って、主要登場人物のキャラクター設定及びサ ブキャラクターの設定等を具体化して、執筆を進めた。

(オ) 被告ガンホーの上記スタッフは、製作活動を進め、平成13年1月 19日の段階では、「グリーン・グリーン」のシナリオのうち、ヒロイン、サブキ ャラクターの設定等については、別紙「平成13年1月19日でのキャラクター設 定」のとおりまで作成し、また、平成14年2月末日の段階では、「グリーン・グリーン」のシナリオについては、本件基本シナリオのとおりまで作成した。

これに対して、原告は、本件基本シナリオの製作に当たり、製作スタ ッフに対して、指示を与える等の行為をすることはなかった。

被告ガンホーと原告との関係

(ア) 被告ガンホーは、販売会社から、あらかじめ開発資金を受け取って、ゲームソフトの開発を行うシステムを採用している。被告ガンホーは、「グリーン・グリーン」に関して、原告から開発資金の提供を受けて、原告に著作権等を譲渡し、原告において、ゲームソフトの販売を行うこととした。

(イ) 被告ガンホーは、シナリオやキャラクター案に従って、ゲームソフ トに組み込むためのデジタルデータを作成するための資金を必要としたが、そのた めの開発資金を原告から受けられなかったので、自己資金によって製作を進めざる を得なかった。

被告ガンホーの代表者であるNは、平成12年12月21日、原告の代表者であるAにあてて、とりあえず、契約等を締結しないまま開発をスタートすること、その後、早い段階での原告との契約締結を希望すること、契約締結に至ら ない場合には、被告ガンホーが支出した開発費の一部は原告に請求し、さらに「版 権」を原告に譲渡することはない旨を記載したEメールを送信した。 また、Nは、同月27日、Aにあてて、契約締結に至らない場合、被

告ガンホーから原告に対して請求する開発費の一部は、翌年1月以降に原告が買い 取ることを前提に作った有形物に対するものであって、それより以前に被告ガンホ 一が独自の資金でデザインしたキャラクター、シナリオプロット分は請求をしない

旨、それら成果物についての「版権の譲渡」はない旨を記載したEメールを送信し た。

(ウ) 被告ガンホーと原告は、平成13年1月5日、本件覚書を締結した。本件覚書では、①被告ガンホー及び原告が、「グリーン・グリーン」に関し、 正式契約を締結する意思があること、②被告ガンホーが、正式契約の締結に先立ち、本件作品の開発を開始すること、③被告ガンホーが、原告に対し、「企画書 「企画書」 「予算概要書」を提出してから、1か月以内に、原告から正式な回答がない場合等 には、被告ガンホーは、本件覚書を直ちに解除し、その時点で被告ガンホーが開発に要した金銭のうち妥当な額の支払を原告に要求することができること、解除され た場合には、途中成果物の無体財産権及び所有権のすべては被告ガンホーに帰属す る旨などが定められた。

以上の条項に照らすならば,本件覚書は,被告ガンホーが,自己負担 で支出した開発資金を原告から確実に受け取るようにする目的で作成されたものと みられる。

被告ガンホーは、平成13年1月14日、原告に対して、 「企画御 提案書」と題する書面(以下「企画提案書」という。)を渡した。企画提案書には、製作として「(有)ガンホー」の記載、作成者として被告下の、ディレクターと 「ガンホー印」の欄には代表者のNの、各押印がある。他方、「発売元 承印」の欄に、原告の押印があり、「販売概要」として、「フロントウイングだか らできる販売戦略の数々」、「大手出版社とのタイアップ展開」、「ブロントウイ ング主催による独自イベントの開催。」などの記載がある。

(オ) 企画提案書に記載されたストーリーの内容は、おおむね以下のとおりである。すなわち、その内容は、「①緑豊かな山奥の全寮制男子校で、やるせない日々を送っていた主人公「高崎祐介」(ゲームのプレイヤー)。そんなある日、学校校長が学生に対して重大発表をする。この全寮制男子校に、女子生徒が編入し てくることを決定したと。主人公をはじめ男子学生達は、この学校に入学して以 来、女の子とまともに話をしたことがないため、不安と期待で一杯となる。②男と女という性差を異文化として捉える。③設定を大自然の中の全寮制学園生活に置く。学校生活という若者に違和感を与えない環境条件と、大自然の中という非日常的かつ新鮮な環境条件を同時に実現させるため、全寮制が設定され、ヒロイン達との時間共存を可能にしている。 の時間共有を可能にしている。④主人公が個々のヒロイン達が持つそれぞれの「秘 密」に関わる形でストーリーが進展する。ゲーム中に登場する5人のヒロイン達は それぞれに何らかの「秘密」を抱えており、その各ヒロインが抱えた「秘密」は、 主人公の周囲におこる事件の原因であったり、ヒロインの抱える悲しい過去(ヒロ インのトラウマとして描写される)であったりする。プレイヤーがヒロイン達と仲良くなればなるほど、その秘密が徐々に明らかになり、「秘密」と「主人公に対する愛」が、「心に残る思い出」につながっていく。」というものである。 また、被告ガンホーは、平成13年3月まる、原告に対して、本件基

本シナリオを渡した。その内容は、別紙著作権目録記載のとおりである。

被告ガンホーと原告とは、正式契約締結に向けて交渉を続け、被告 ガンホーに対して支払うべき著作権譲渡の対価につき、総額3000万円とするこ とではおおむね合意がされたが、その支払時期やその他の条件等について、結局合 意を得るに至らなかった。

ウ 被告Tと原告との関係

(ア) 被告 T は、平成 1 2 年 1 1 月ころから、被告ガンホーの従業員とし「グリーン・グリーン」の企画を立ち上げ、開発に関与した。被告ガンホー は、平成13年1月5日、原告と本件覚書を締結した。

次いで、被告Tは、平成13年1月29日、原告との間で、 「グリー ン・グリーン」に関して、本件業務委託契約を締結した。同契約は、①被告Tは、 「グリーン・グリーン」のプロデュース、広報営業活動全般、開発請負先の管理・ 折衝を行うこととする、②納品スケジュールは、原告と被告Tが協議をして、別途 定めることする、③ソフトウェアに関わる著作権等は、被告Tに属さないこととす る、④報酬は毎月12万円とし、特別経費として3万円を領収書と引き換えに渡す ととし、被告Tのロイヤリティは、4%とする、⑤被告Tは、業務の履行に関し て知り得た業務上及び技術上の情報を原告の承諾なしに第三者に開示しないことと する、⑥契約期間は、平成13年1月1日から、平成13年12月31日までとす ることなどが決められた。

(イ) 原告及び被告ガンホーの各代表者の間で交換したEメールの記載等

(乙18ないし20)に照らすならば、原告代表者は、遅くとも、平成13年1月29日には、被告Tが被告ガンホーに雇用されて、同被告のために業務を行ってい ることを認識していたことが明らかである。

(2) 著作者に関する判断

(ア) 以上認定した事実を総合すれば、本件基本シナリオの著作者は、原告 ではなく,被告ガンホーであると解するのが相当である。理由は以下のとおりであ

すなわち,本件基本シナリオは,被告ガンホーが企画,開発し,商品と して市場に供給するためのゲームソフト「グリーン・グリーン」の製作の一段階で作成されたものである。そして、その費用の一切は、被告ガンホーが支出してい る。被告ガンホーと原告との間の契約は成立せず、原告からは、開発費用等の支払 は一切されていなかった。

また、本件基本シナリオを作成したのは、専ら、被告ガンホーの役員、 従業員及び被告ガンホーが業務委託契約を締結したフリーのシナリオライター等である。すなわち、プロデューサー業務や広報活動等を担当した被告T、開発資金調達の交渉等を担当したN、開発計画の立案を担当したR、登場キャラクターの絵柄 の作成を担当したMはいずれも被告ガンホーの役員ないし従業員であり、脚本の作 成を担当したPらは、被告ガンホーから委託を受けた者であり、その費用も同被告 が支出した。他方、Aその他原告の従業員らが、本件基本シナリオの創作に関与し たことはない。

そうすると、本件基本シナリオは、被告ガンホーの発意に基づき、同被 告の従業員らが共同して職務上作成したものであり、また、同被告名で公表することが予定された著作物であるから、法15条1項により、同被告が著作したもので あると解すべきである。

これに対して、原告は、被告Tは、業務委託契約に基づく原告の契約 社員として業務を行ったのであるから、原告が本件基本シナリオを著作したと解す べきであると主張する。

しかし、原告の主張は、以下のとおり採用できない。すなわち、①「グリーン・グリーン」の製作、販売については、被告ガンホーを開発先、原告を販売元とする旨が合意されており、これを前提に被告Tとの業務委託契約が行われていたとこと、②業務委託契約によれば、被告Tの業務内容は、原告が「グリーン・グトとこと、②業務委託契約によれば、被告Tの業務内容は、原告が「グリーン・グト リーン」の販売元になることを想定して、その販売促進のための活動及び広報活動 等であり、実際にも、広報活動を中心に業務を実施していたこと、③原告の代表者 も、被告Tが被告ガンホーの従業員として「グリーン・グリーン」に関する活動を 行っていることを十分知っていたこと、④そもそも、本件基本シナリオの作成は、 被告Tが原告と業務委託契約を締結した平成13年1月29日には、その大部分が 完了していたこと等の事実に照らすならば、被告Tが、原告との間で、業務委託契約を締結したからといって、本件基本シナリオの著作者が被告ガンホーであるとの 前記認定を左右することにはならない。

争点3(被告らの行為は債務不履行行為ないし不法行為を構成するか)につ 3 いて

(1) 被告Tの債務不履行

事実認定

証拠(乙4,9ないし11,17,20)によれば,以下の事実が認め られる。

原告と被告Tとの本件業務委託契約において、被告Tの業務内容 は、原告が「グリーン・グリーン」を販売するに際して、その広報活動等を行うこ とであった。

(1) 他方,原告の代表者のAらや被告ガンホーの役員であるRらは,平 成13年3月10日ころ、「グリーン・グリーン」に関し、著作権を譲渡して、 告がゲームソフトの販売を行うという内容の契約の締結に関して交渉をしたが、条 件が折り合わず、交渉は決裂し、被告ガンホーの代表者であるNは、原告に対し、 口頭で、契約する意思は無いことを伝えた。そして、同年3月15日、被告ガンホーは、被告サカモトを販売元とすることとして、商品開発契約を締結した。

(ウ) 被告Tは,同年3月15日以降は,原告から被告サカモトに引き継 ぐための切り替えの時期や方法について、原告及び被告サカモトらと交渉をした が、支払等に関する合意ができず引継ぎも難航した。 もっとも、原告と被告ガンホーは、同年3月21日、別途、家庭用ゲ

ームソフトのグラフィック製作の業務委託契約を結んだため、被告 T は、同年 4 月の中旬までは、これに関連する原告の業務も担当した。同家庭用ゲームソフトの業務に関して被告 T と原告との間に業務委託契約はなかった。

(エ) そして、被告Tは、同年4月ころ、Aから、本件業務委託契約を解除する旨の告知を受けた。そこで、被告Tは、同年5月3日、Aにあてて、上記口頭での契約解除につき正式書面での通知をほしいなどと記載したEメールを送信した。Aは、同月9日、被告ガンホーにあてて、「御社からの正式な意思表明と認識しております。」とのEメールを送信した。

(オ) 被告 T は、同年 9 月 3 日、原告に対し、既に原告から支払を受けた本件業務委託契約に基づく報酬につき、源泉徴収分を除く全額の 5 4 万円を返金して、被告 T と原告との業務委託契約の精算は終了した。

イ 判断

上記認定した事実を基礎として、以下のとおり判断する。

(ア) 前記のとおり、原告の代表者も、被告Tが被告ガンホーの従業員として「グリーン・グリーン」に関する活動を行っていることを十分知っていたと認められる。したがって、被告Tが、原告に秘匿して、被告ガンホーの従業員となったことが被告Tの債務不履行を構成するとの原告の主張は前提を欠き失当である。

(イ) 本件業務委託契約が締結された後である平成13年2月中旬以降3月15日までの間、被告Tが、本件業務委託契約に基づく業務を遂行しなかったことを認めることはできない。また、被告ガンホーと原告との契約交渉が決裂した同年3月15日以降は、被告Tが原告のために「グリーン・グリーン」に関する広報活動等の業務を行うことは、原告及び被告Tの双方にとって無意味となった。被告Tは、本件業務委託契約の解消の意思を原告代表者のAに伝えるとともに、原告から正式な契約の解除の意思が表明された後、すみやかに受領した報酬の全額を返還している。

したがって、被告 T には、業務を誠実に遂行する義務に反する行為はなく、また、業務成果を原告に納品する義務に反する行為もない。

(ウ) また、本件全証拠によるも、被告工が業務上の情報を、本件業務委託契約の趣旨に反して、被告ガンホー、被告サカモトらに開示したことを伺わせる事実は認められない。

(2) 被告ガンホーの債務不履行

原告は、被告ガンホーとの間で、平成13年1月初旬以降、業務委託契約 関係が存在するに至ったと主張する。しかし、上記認定のとおり、平成13年1月 初旬ころ、原告と被告ガンホーは、正式な開発委託契約を締結すべく交渉を継続し ていたのであり、被告ガンホーは、原告に対し、何らの契約上の義務を負っていない。この点に関する原告の主張は失当である。

また、原告は、被告ガンホーとの間で締結した本件覚書は、原告及び被告ガンホー双方に正式契約の書面を速やかに作成することを双方に義務付けるものであると主張する。しかし、原告と被告ガンホーとの間で締結された本件覚書は、前記記定のとおり、原告と被告ガンホーとの間で、被告ガンホーが正式契約の前に発行的に開発を行い、その後速やかに両者間で正式な契約を締結するが、一定の事中がある場合に被告ガンホーは本件覚書を解除して、原告に対して、既に被告ガンホーがある場合に被告ガンホーは本件覚書を解除して、原告に対して、既に被告ガンホーがある場合に被告ガンホーが、将来原告から開発費用の支払を受けられる発を進めることとなる被告ガンホーが、将来原告から開発費用の支払を受けられるを締結する義務を負わせることを内容とするものと認めることはできない。したがって、原告の主張には理由がない。

(3) 被告サカモトの行為について

上記(1), (2)の認定によれば、被告ガンホーと被告サカモトが開発委託契約を締結した平成13年3月15日、被告T、被告ガンホーはいずれも原告に対して、「グリーン・グリーン」に関して何らの契約上の義務を負っていないのであるから、原告の債権侵害を理由とする不法行為の主張については理由がない。第4 結論

よって、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

裁判長裁判官 飯 村 敏 明

> 裁判官 今 井 弘 晃

> 裁判官 大 寄 麻 代

録 目

題 名:『グリーン・グリーン』 ソフトウエアの形式:PCゲーム

(対応機種:ウインドウズ 98/ME/2000)

ソフトウェアの形態: CD-ROMおよびDVD

ジャンル:アドベンチャーノベル

以上

著作権目録

『グリーン・グリーン』の基本シナリオ

作品の特徴

前作『カナリア』が導入して好評であった手法を再現し,登場人物ごとにボーカ ル入りのイメージソングを設定するとともに、オープニングテーマ1曲、エンディン グテーマ6曲の合計7曲のオリジナルソングを収録することにより、音楽的付加価値 の高い作品とする。

2 ストーリー展開 (設定:「起」)

緑豊かな山奥の全寮制男子校で、やるせない日々を送っていた主人公「高崎祐 介」(ゲームのプレイヤー)。そんなある日、学校校長が学生に対して重大発表を する。この全寮制男子校に、女子生徒が編入してくることを決定したと。主人公を はじめ男子学生達は、この学校に入学して以来、女の子とまともに話をしたことが ないため、不安と期待で一杯となる。

る。ため、「ACMITIC」」ではる。 そんな男子学生達の不安と期待をよそに、試験的に女子生徒が全国から転入してきて、ドタバタコメディタッチのストーリーが展開されていく。このように、導入部は、男と女という性差を異文化として根ラスコンで経れているように、導入 男と女という性差を異文化として捉えることで新鮮な印象を与えることに重

要なポイントを置いている。
もう一つのポイントは、設定を大自然の中の全寮制学園生活に置いたことにあ る。学校生活という若者に違和感を与えない環境条件と、大自然の中という非日常 的かつ新鮮な環境条件を同時に実現させるため、全寮制が設定され、ヒロイン達と の時間共有を可能にしている。

(「承」)

男の子が、異性に対して一方的な期待を持っているのに対し、ヒロイン達はどれ も個性的で、主人公にとっては予測不可能な生き物に映り、不安は戸惑いへ変化す る。そのうち、自分が抱いた理想と現実とのギャップが失望に変わるにつれて、男 の子と女の子は、お互いが対立するようになる。

ゲームとしての細部のストーリー展開に,複数のパターンが用意される。

細部展開の中で、主人公が個々のヒロイン達が持つそれぞれの「秘密」に関わる 形でストーリーが進展する。ゲーム中に登場する5人のヒロイン達はそれぞれに何らかの「秘密」を抱えており、その各ヒロインが抱えた「秘密」は、主人公の周囲におこる事件の原因であったり、ヒロインの抱える悲しい過去(ヒロインのトラウマ として描写される)であったりする。

主人公がヒロイン達と仲良くなればなるほど、徐々にヒロインの「秘密」を知る こととなり、感情移入しやすい状況がつくられる。

(「結」)

最終的には、主人公が、どのヒロインとのコミュニケーションを推進したとして も、ゲームとして設定している正しい選択枝を歩んでいけば、学校の共学化へ向け て男の子と女の子が協力しあうようになるというハッピーエンドとなる。他方で、 恋愛ストーリーとしてのゴールがあり、主人公がヒロインと結ばれることもある。

3 主要登場人物の設定

①ヒロイン設定

Ĩ千歳 みどり(ちとせ みどり)

身長158センチ。Dカップ。

好奇心旺盛で、何にでも首を突っ込みたがる。天然ボケ。ずっと外国で暮らして いたらしく、日本での生活に疎い。かなり、とんちんかんな言動が目立つため、ちょっと変わった子と思われているが、快活で気さくな性格と、無邪気な顔に似合わ ない胸の大きさで男の子の人気は何気に高い。

ii 朽木 双葉(くちき ふたば)

身長164センチ。Bカップ。

勝気で気が短い。しばられたり、枠にはまった考えが嫌い。クラスの女の子のリ 一ダー的存在で、男子特に天神とは仲が悪い。生家は平安時代より『植物を操る』 と言われる陰陽師の家系。その自分の家系を古臭いと馬鹿にしている。厳しい陰陽 師への反発から、この学校へやってきた。胸が小さいのが密かな悩み。

iii朽木 若葉(くちき わかば)

身長153センチ。Cカップ。

健気で誰にでもやさしい、姉とは反対の性格。人の役に立つのがうれしいらし く、困っている人を見ると放っておけない。幼い頃から世話しているサボテンの鉢 植えをいつも持ち歩いている。サボテンは人の心がわかるというのが口癖。姉の双葉にくっついて編入してきた。趣味は園芸。

ⅳ美南 早苗(みなみ さなえ)

身長145センチ。Aカップ。

主人公の1年後輩で、ちょっと無口な女の子。人付き合いが苦手なので控えめなと ころもあるが、仲良くなれば明るく話す。あまり体は丈夫な方ではないようで、い つもビタミン剤を持ち歩いて飲んでいる。

v飯野 千草(いいの ちぐさ)

身長170センチ。Eカップ。

共学試験期間中、女子生徒のメンタルケアを目的にやってきた先生。普段は保健 室で共学化による悩みごとや不便なことなど女子から相談を受けている。胸が大き いので、男子生徒から影で「Eの巨乳」と名前をもじって言われている。

②サブキャラクター設定

・小林 樹(こばやし いつき)

身長165センチ。

主人公のクラスメイトで同室者。入学したときから一緒のクラスで、仲良くやっ ている。「男らしい」のがモット―のようで,困っている人やイジメなどを放って はおけない。一部の男子からも人気がある。

ii 天神 泰造(てんじん たいぞう) 九州出身で主人公のクラスメイト。柔道部に所属している。大きく豪放なみかけ とは裏腹に、結構気は小さい。可愛い子を見るたびに、「寝技行きたいですタイ」 とか言う。

iii轟 やすし(とどろき やすし)

四十歳独身の主人公たちの担任にして寮長。陰険な性格で主人公達をいびること

が生きがい。広島出身だが関西弁を話す。

別紙「平成13月1月19日でのキャラクター設定」

千歳 みどり(ちとせ みどり)

身長158センチ。Dカップ。 2年生。好奇心旺盛で,何にでも首を突っ込みたがる。天然ボケ。 ずっと外国で暮らしていたらしく、日本での生活に疎い。かなりとんちんかんな言 動が目立つため、ちょっと変わった子と思われているが、快活で気さくな性格と、 無邪気な顔に似合わない胸の大きさで男の子の人気は何気に高い。

b 朽木 双葉(くちき ふたば) 身長164センチ。Bカップ。

2年生。勝気で気が短い。しばられたり、枠にはまった考えが嫌 い。クラスの女子のリーダー的存在で、男子、特に天神とは仲が悪い。生家は平安 時代より「植物を操る」と言われる陰陽師の家系。その自分の家系を古臭いと馬鹿 にしている。厳しい陰陽師の父への反発から、この学校へやってきた。胸が小さい のが密かな悩み。

朽木 若葉(くつき わかば)

身長153センチ。Cカップ。 1年生。健気で誰にでもやさしい、姉とは反対の性格。人の役に立 つのがうれしいらしく、困っている人を見ると放っておけない。幼い頃から世話し ているサボテンの鉢植えをいつも持ち歩いている。サボテンは人の心がわかるとい うのが口癖。姉の双葉にくっついて編入してきた。実は双葉が幼少時に作り出した サボテンの式神。趣味は園芸。

美南 早苗(みなみ さなえ)

身長 1 4 5 センチ。 A カップ。 1 年生。明るい性格なのだが、入院生活が長く、学校に通うのは今 回が初めて。そのせいで人との付き合い方がわからず、あまり心を開かないために 暗く無口だと思われている。子供の頃から飲んでいる薬のせいで、身体がほとんど 発達していない。動物と自然が好きで、将来は獣医になりたいなあとぼんやり考え ている。

飯野 千草(いいの ちぐさ) 身長170センチ。Eカップ。

23歳。年上の先生。恋愛をしたことのないがゆえに無自覚な行動で生徒をやきもきさせてしまう。名前をもじられて、男子生徒からあだなで「Eの 乳房」といわれている。

小林 樹(こばやし いつき) 身長165センチ。Bカップ。

2年生。主人公のクラスメイトで同室者。入学したときから一緒の クラスで、仲良くやっている。顔がきれいで一部の男子からも人気がある。男気が あり、友情などを大事にする。運動などもできるが波があり、急に動けなくなった りいらいらしたりする(実は女)

ッする(美は女)。 轟 やすし(とどろけ やすし)

四十代独身。主人公のクラス担任で寮長。陰険な性格で主人公達を いびることが生きがい。広島出身。

天神 泰三 (てんじん たいぞう)

2年生。鹿児島出身で主人公のクラスメイト。柔道部のキャプテン。みかけとは裏腹に、気が弱い。口癖「今日こそ〇〇に寝技をかけに行くぞい」 「オナゴ!」。